

3. 保育施設等の案内



※保育施設・事業

名張市が確認する保育施設及び認可・確認する事業には次のものがあります。

◇保育所

保護者が共に働いていたり病気などで家庭での保育ができなかったりする保護者に
かわって、乳幼児を保育する「児童福祉施設」です。

※名張市内の保育所には公立保育所と私立保育園がありますが、制度上はすべて「保
育所」となりますので、このしおりに「保育所」と記載していても私立保育園を含み
ます。

◇認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の
子育て支援も行う施設です。

◇地域型保育事業

保育所や認定こども園より少人数の単位で、0歳児から2歳児の子どもを預かる施設です。

名張市では次の3種類の事業があります。

地域型保育事業を利用できるのは、原則、生後満6か月以上の0歳児から2歳児までです。

年度途中で満3歳になった児童はそのまま年度末まで利用できますが、3歳になった次
年度は転所となります。

- 家庭的保育事業・・・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を
対象にきめ細かな保育を行います。
- 小規模保育事業・・・少人数（定員6人～19人）を対象に、比較的小規模で、
きめ細かな保育を行います。
- 事業所内保育事業・・・企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと
地域の子どもを一緒に保育します。

市の教育・保育施設一覧

